

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

○救急医療機関の認定

○保安林の指定の解除の予定

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

## 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告(三件)

○開発行為に関する工事の完了

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(四件)

(件)

## 選挙管理委員会

○証票の無効

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

## 告 示

○宮城県告示第五百八十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和五年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

| 名 称                    | 所 在 地             | 認定年月日    | 認定の有効期限  |
|------------------------|-------------------|----------|----------|
| 医療法人 泉整形外科病院           | 仙台市泉区上谷刈字丸山六番地一   | 令和五年九月九日 | 令和八年九月八日 |
| 一般財団法人厚生会 仙台厚生病院       | 仙台市青葉区広瀬町四番十五号    | 令和五年九月九日 | 令和八年九月八日 |
| 独立行政法人労働者健康安全機構 東北労災病院 | 仙台市青葉区台原四丁目三番二十一号 | 令和五年九月九日 | 令和八年九月八日 |

○宮城県告示第五百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和五年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

牡鹿郡女川町野々浜字大道一三六の二

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第五百八十四号

大河原町から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙南広域都市計画下水道

2 名称

大河原町流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

# 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
令和五年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 入札に付する事項

### 1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分）（単価契約） 千二百五十トン

(二) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分）（単価契約） 二百トン

(三) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分）（単価契約） 百五十キロリットル

### 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

### 3 納入期間 契約締結の日から令和六年三月三十一日まで

### 4 納入場所 宮城県仙台土木事務所管内

## 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県品の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望す

る者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要な事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三五）へ令和五年十月六日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望するものは、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八三一〇八三六 仙台市宮城野区幸町四丁目一番二号

宮城県仙台土木事務所総務部経理班（担当 工藤 匠 電話〇二二二九七一一二）

3 入札説明書の交付申請期限

令和五年十月十一日（水）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和五年十月六日（金）午後五時までとあて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は入札説明書に定めるところにより、令和五年十月二十日（金）午後五時までに必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年十月二十日（金）午後五時までに必要書類を作成の上提出し参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和五年十一月六日（月）午前九時から令和五年十一月七日（火）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

(1) 日時 令和五年十一月七日（火）午後五時まで

(2) 場所 2に同じ

(3) 郵送による場合は、二重封筒とする。入札書を中封筒に入れ、入札者の法人名・開札日及び入札に係る調達物品の名称を記載し配達証明付書留郵便にて(1)の日時までに到達するように提出すること。

(4) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は令和五年十一月八日（水）とし、開札の時刻及び場所は一の

1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

(一) 一の(一)の購入物品 午前十時〇〇分 宮城県仙台土木事務所三階和会議室

(二) 一の(二)の購入物品 午前十時三十分 宮城県仙台土木事務所三階和会議室

(三) 一の(三)の購入物品 午前十一時〇〇分 宮城県仙台土木事務所三階和会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一の(一)・(二)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の(一)の(三)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)

2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2024.

3 Place of Delivery : Within Sendai civil engineering office areas of jurisdiction.

4 Deadline for Bid : Tuesday, November 7, 2023, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Takumi Kudo, General Affairs Group, Sendai civil engineering office, Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 4-1-2 saiwaicho, miyagino-ku, Sendai,

Miyagi, 983-0836 Japan. Tel: 022-297-4112

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準粒径、十トン車以下、宮城県北部土木事務所栗原地域事務所管内分）（単価契約） 千四十トン

(二) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、平均粒径三ミリメートル、四トントラック車以下、宮城県北部土木事務所栗原地域事務所管内分）（単価契約） 三十トン

(三) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県北部土木事務所栗原地域事務所管内分）（単価契約） 六十キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から令和六年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県北部土木事務所栗原地域事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴

力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一三一三三五)へ令和五年九月二十六日(火)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム(以下「システム」という。))の利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。))を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八七一二二五一 栗原市築館藤木五番一号

宮城県北部土木事務所栗原地域事務所総務班(担当 千葉 俊秀 電話〇二二八一二二一二一六七)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、

令和五年九月十九日(火)午後五時まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和五年九月二十六日(火)午前九時から令和五年十月十日(火)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和五年十月十日(火)午後五時までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和五年十月二十三日(月)午前九時から令和五年十月二十四日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和五年十月二十四日(火)午後五時まで

ロ 場所 2に同じ。

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札の場所へ提出できるものとする。

6 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は令和五年十月二十五日(水)とし、開札の時刻及び場所は一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

(一) 一の1の(一)の購入物品 午前十時 宮城県栗原合同庁舎三階入札室

(二) 一の1の(二)の購入物品 午前十時三十分 宮城県栗原合同庁舎三階入札室

(三) 一の1の(三)の購入物品 午前十一時 宮城県栗原合同庁舎三階入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定に

よる。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一の(一)及び一の(二)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の(一)の(三)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)

2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2024.

3 Place of Delivery: Within Northern civil engineering office Kurihara Regional Office areas of jurisdiction.

4 Deadline for Bid : October 24, 2023 (Tue), 5: 00 pm.

5 Contact Person : Toshhide Chiba, General Affairs Group, Northern civil engineering office Kurihara Regional Office, Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 5-1 Fujiki Tukidate, Kurihara, Miyagi, 987-2251 Japan. Tel.: 0228-22-2167

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、平均粒径三ミリメートル、十トン車以下、宮城県東部土木事務所登米地域事務所管内分)(単価契約) 八百二十トン

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から令和六年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県東部土木事務所登米地域事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二十条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一 二一一一三三五）へ令和五年九月二十二日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續

の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
千九八七〇五一 宮城県登米市迫町佐沼字西佐沼一五〇番五号

3 郵送による入札説明書の交付期限  
宮城県東部土木事務所登米地域事務所総務班（電話〇二二〇一 二二一七九九七）

郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和五年九月二十八日（木）午後五時までに2宛で申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和五年九月二十二日（金）午前九時から令和五年十月六日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年十月六日（金）午後五時までに必要書類を作成の上、提出し参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合  
入札期間 令和五年十月二十三日（月）午前九時から令和五年十月二十四日（火）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和五年十月二十四日（火）午後五時まで  
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」及び「入札に係る調達物品の名称」を記載し、宮城県東部土木事務所登米地域事務所長宛てに親展で、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達する

よう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 令和五年十月二十五日(水)午前十時 宮城県登米合同庁舎五階入札室  
四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者  
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一キログラム当たりの単価を、一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Antifreeze (Uni-price contract)

2 Period of Supply : From day of contract settlement to March 31, 2024.

3 Place of Delivery : Within jurisdiction area of Tome Regional Office, Tobu Public Works

Office

4 Deadline for Bid Submission : October 24, 2023 (Thurs.), 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Yamato Kudo, General Affairs Section, Tome Regional Office, Tobu Public Works Office, Miyagi Prefectural Government 150-5 Nishisanuma, Sanuma, Hasama, Tome City, Miyagi 987-0511 Japan Tel: 0220-22-7997  
6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。  
令和五年九月十二日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩  
名取市美田園七丁目二番三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 富谷市上桜木一丁目十番地二 株式会社パルコホーム宮城

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和五年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 交通規制情報管理システム賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和五年八月十八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 F L C S 株式会社東北支店 仙台市青葉区中央三丁目二番二十三号

五 落札金額 一億四千四百七万八千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和五年七月四日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和五年九月十二日

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 携帯電話解析用装置賃貸 一式 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年八月十八日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 F L C S株式会社東北支店 仙台市青葉区中央三丁目二番二十三号
- 五 落札金額 四千四百四十四万八千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年七月四日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。  
令和五年九月十二日

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 適性検査用視覚検査装置賃貸 一式 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年八月三十一日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社J E C C東北支店 仙台市青葉区本町二丁目二番二十号
- 五 落札金額 三千五十九万四千四百三十二円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年七月二十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。  
令和五年九月十二日

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 運転シミュレータ(四輪・二輪)装置賃貸 一式 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年八月三十一日

- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社 東北支店 仙台市青葉区花京院一丁目一番二十号
- 五 落札金額 一億三千六百七十四万五千四百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年七月二十一日

**選挙管理委員会**

○宮選管告示第八十四号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第一百十条の五の規定により交付した左記の証票は、令和五年八月二十八日以降無効とする。

令和五年九月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

記

|      |         |
|------|---------|
| 証票番号 | 第一号の〇〇四 |
| 証票番号 | 第一号の〇〇三 |

○宮選管告示第八十五号

令和五年九月一日現在における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和五年九月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、二五五

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三三九、〇九四

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

|            |        |          |        |
|------------|--------|----------|--------|
| 青葉選挙区      | 八三、〇九四 | 岩沼選挙区    | 一一、一一一 |
| 宮城野選挙区     | 五三、二四八 | 登米選挙区    | 二一、三一一 |
| 若林選挙区      | 三九、〇六八 | 栗原選挙区    | 一八、二五五 |
| 太白選挙区      | 六五、八四二 | 東松島選挙区   | 一〇、九六二 |
| 泉選挙区       | 五九、五二七 | 大崎選挙区    | 三五、四五八 |
| 石巻・牡鹿選挙区   | 四〇、七八五 | 富谷・黒川選挙区 | 二五、四七八 |
| 塩釜選挙区      | 一五、〇五一 | 柴田選挙区    | 二二、五六五 |
| 気仙沼・本吉選挙区  | 二〇、五六二 | 亘理選挙区    | 一二、九〇八 |
| 白石・刈田選挙区   | 一一、七九七 | 宮城選挙区    | 一三、七八七 |
| 名取選挙区      | 二一、七七〇 | 加美選挙区    | 八、〇四七  |
| 角田・伊具選挙区   | 一一、三八一 | 遠田選挙区    | 一一、〇八四 |
| 多賀城・七ヶ浜選挙区 | 二二、四九八 |          |        |

○宮選管告示第八十六号

令和五年九月一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年九月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

三三九、〇九四